

* * 筑豊園 短期入所生活介護 料金目安表 * *

令和4年10月1日 改正

※表中の単位:円

※下記金額の日数は「2泊3日【開始・終了は昼食】」としています。

【介護サービス費】

料金項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費(日額)	1,788	1,995	2,211	2,418	2,622
看護体制加算Ⅰ(日額)	12	12	12	12	12
送迎加算(片道往復実施)	368	368	368	368	368
サービス提供体制強化加算Ⅲ(日額)	18	18	18	18	18
介護職員処遇改善加算Ⅰ(目安)	181	199	217	234	251
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(目安)	50	55	60	65	69
介護職員等ベースアップ等加算(目安)	35	38	42	45	48
介護サービス費の目安(1ヶ月あたり)【1割負担】	2,452	2,685	2,928	3,160	3,388
介護サービス費の目安(1ヶ月あたり)【2割負担】	4,904	5,370	5,856	6,320	6,776
介護サービス費の目安(1ヶ月あたり)【3割負担】	7,356	8,055	8,784	9,480	10,164

【介護予防サービス費】

料金項目	要支援1	要支援2
介護サービス費(日額)	1,338	1,665
送迎加算(片道往復実施)	368	368
サービス提供体制強化加算Ⅲ(日額)	18	18
介護職員処遇改善加算Ⅰ(目安)	143	170
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(目安)	40	47
介護職員等ベースアップ等加算(目安)	28	33
介護サービス費の目安(1ヶ月あたり)【1割負担】	1,935	2,301
介護サービス費の目安(1ヶ月あたり)【2割負担】	3,870	4,602
介護サービス費の目安(1ヶ月あたり)【3割負担】	5,805	6,903

※ 上記以外の加算(「療養食加算」等)を算定する場合には、別に加算を算定する為、上記目安とは異なります。

上記以外の加算については別紙料金表をご確認下さい。

【滞在費・食費】

費用項目	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	認定なし
滞在費(3日分)	0	1,110	1,110	1,110	2,565
食費(3日分)【開始・終了:昼食】	900	1,800	2,936	3,274	3,419

費用項目	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	認定なし
食費負担の上限額【1日あたり】	300	600	1,000	1,300	【上限なし】
滞在費【日額】	0	370	370	370	855
食費【1食あたり】	朝食	昼食	夕食	1日総計	
	407	529	509	1,445	

【利用に係る費用の目安】

・「介護保険負担割合証」に記載する割合が「1割」である場合

要介護度	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	段階認定なし
要支援1	2,835	4,845	5,981	6,319	7,919
要支援2	3,201	5,211	6,347	6,685	8,285
要介護1	3,352	5,362	6,498	6,836	8,436
要介護2	3,585	5,595	6,731	7,069	8,669
要介護3	3,828	5,838	6,974	7,312	8,912
要介護4	4,060	6,070	7,206	7,544	9,144
要介護5	4,288	6,298	7,434	7,772	9,372

・「介護保険負担割合証」に記載する割合が「2割」である場合

要介護度	段階認定なし
要支援1	9,854
要支援2	10,586
要介護1	10,888
要介護2	11,354
要介護3	11,840
要介護4	12,304
要介護5	12,760

・「介護保険負担割合証」に記載する割合が「3割」である場合

要介護度	段階認定なし
要支援1	11,789
要支援2	12,887
要介護1	13,340
要介護2	14,039
要介護3	14,768
要介護4	15,464
要介護5	16,148

※ 「介護保険負担割合証」に記載する負担割合が1割でなければ、「段階認定」は原則無しとなります。

※ いずれも「高額介護サービス費」が適用される可能性があるため、保険者へ申請して頂くと、実際の負担額が軽減される事があります【滞在費・食費は除く】。

短期入所生活介護(ショートステイ)

筑豊園 短期入所生活介護【空床型】

サービス利用料金(1日当たり)

介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
利用料金	5,960 円	6,650 円	7,370 円	8,060 円	8,740 円
利用者負担額 (1割)	596 円	665 円	737 円	806 円	874 円
利用者負担額 (2割)	1,192 円	1,330 円	1,474 円	1,612 円	1,748 円
利用者負担額 (3割)	1,788 円	1,995 円	2,211 円	2,418 円	2,622 円

サービス利用料金付属料金【加算等】(要介護度共通)

料金項目【加算等】	総額	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
看護体制加算Ⅰ(イ) 【1日あたり】	40 円	4 円	8 円	12 円
送迎加算 【片道あたり】	1,840 円	184 円	368 円	552 円
生活機能向上連携加算Ⅱ 【1月あたり】	2,000 円	200 円	400 円	600 円
認知症緊急対応加算 【1日あたり、7日を限度】	2,000 円	200 円	400 円	600 円
緊急受入加算 【1日あたり、7日を限度】	900 円	90 円	180 円	270 円
若年性認知症利用者受入加算 【1日あたり】	1,200 円	120 円	240 円	360 円
連続 30 日を超える 長期利用減算 【1日あたり】	-300 円	-30 円	-60 円	-90 円
療養食加算 【1食あたり、1日3食限度】	80 円	8 円	16 円	24 円
サービス体制強化加算Ⅲ 【1日あたり】	60 円	6 円	12 円	18 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 【1月あたり】	※「利用料金」及び「付属料金」の総額に8.3%を掛けて算出した金額が総額となり、負担額は各割合により異なります。			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 【1月あたり】	※「利用料金」及び「付属料金(介護職員処遇改善加算除く)」の総額に2.3%を掛けて算出した金額が総額となり、負担額は各割合により異なります。			
介護職員等 ベースアップ等支援加算 【1月あたり】	※「利用料金」及び「付属料金(介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算除く)」の総額に1.6%を掛けて算出した金額が総額となり、負担額は各割合により異なります。			

※「認知症緊急対応加算」と「緊急受入加算」はどちらか一方のみ算定を行います。

※「認知症緊急対応加算」と「若年性認知症利用者受入加算」はどちらか一方のみ算定を行います。

当施設の滞在費・食費負担額(1日あたり)

利用者負担段階区分	区分	滞在費	食費(上限)
総額(基準費用額【国基準】)		855 円	1,445 円
生活保護受給者 住民税が世帯非課税で 老齢福祉年金受給者	第1段階	0 円	300 円
住民税が世帯非課税で、合計所得金額 と年金収入額の合計が年間80万円以 下の方	第2段階	370 円/日	600 円
住民税が世帯非課税で、合計所得金額 と年金収入額の合計が年間80万円を 超え120万円以下の方	第3段階 ①	370 円/日	1,000 円
住民税が世帯非課税で、合計所得金額 と年金収入額の合計が年間120万円を 超える方	第3段階 ②	370 円/日	1,300 円
上記以外の方	第4段階	855 円/日	1,445 円

食費(1食負担額)

内訳	金額
朝食	407 円
昼食	529 円
夕食	509 円
総額	1,445 円

※ 「第2段階」の方が「朝食」と「昼食」を摂られた場合には、負担額は600円となります。

※ 「第3段階①」の方が「朝食」～「夕食」を摂られた場合には、負担額は1,000円となります。

※ 「第3段階②」の方が「朝食」と「昼食」を摂られた場合には、負担額は936円となります。
但し、特定入所者介護サービス費による保険給付は行われず、「第4段階」の方と同じ食費を支払う事となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

サービス利用料金(1日当たり)

筑豊圏 介護予防短期入所生活介護【空床型】

介護度	要支援 1	要支援 2
利用料金	4,460 円	5,550 円
利用者負担額 (1割)	446 円	555 円
利用者負担額 (2割)	892 円	1,110 円
利用者負担額 (3割)	1,338 円	1,665 円

サービス利用料金付属料金【加算等】〈要介護度共通〉

料金項目【加算等】	総額	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
送迎加算 【片道あたり】	1,840 円	184 円	368 円	552 円
生活機能向上連携加算Ⅱ 【1月あたり】	2,000 円	200 円	400 円	600 円
認知症緊急対応加算 【1日あたり、7日を限度】	2,000 円	200 円	400 円	600 円
若年性認知症利用者受入加算 【1日あたり】	1,200 円	120 円	240 円	360 円
療養食加算 【1食あたり、1日3食限度】	80 円	8 円	16 円	24 円
サービス体制強化加算Ⅲ 【1日あたり】	60 円	6 円	12 円	18 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 【1月あたり】	※「利用料金」及び「付属料金」の総額に8.3%を掛けて算出した金額が総額となり、負担額は各割合により異なります。			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 【1月あたり】	※「利用料金」及び「付属料金(介護職員処遇改善加算除く)」の総額に2.3%を掛けて算出した金額が総額となり、負担額は各割合により異なります。			
介護職員等 ベースアップ等支援加算 【1月あたり】	※「利用料金」及び「付属料金(介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算除く)」の総額に1.6%を掛けて算出した金額が総額となり、負担額は各割合により異なります。			

※「認知症緊急対応加算」と「若年性認知症利用者受入加算」はどちらか一方のみ算定を行います。

当施設の滞在費・食費負担額(1日あたり)

利用者負担段階区分	区分	滞在費	食費(上限)
総額(基準費用額【国基準】)		855 円	1,445 円
生活保護受給者 住民税が世帯非課税で 高齢福祉年金受給者	第1段階	0 円	300 円
住民税が世帯非課税で、合計所得金額 と年金収入額の合計が年間80万円以下の方	第2段階	370 円/日	600 円

住民税が世帯非課税で、合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円を超え120万円以下の方	第3段階 ①	370 円/日	1,000 円
住民税が世帯非課税で、合計所得金額と年金収入額の合計が年間120万円を超える方	第3段階 ②	370 円/日	1,300 円
上記以外の方	第4段階	855 円/日	1,445 円

食費(1食負担額)

内訳	金額
朝食	407 円
昼食	529 円
夕食	509 円
総額	1,445 円

※ 「第2段階」の方が「朝食」と「昼食」を摂られた場合には、負担額は600円となります。

※ 「第3段階①」の方が「朝食」～「夕食」を摂られた場合には、負担額は1,000円となります。

※ 「第3段階①」の方が「朝食」と「昼食」を摂られた場合には、負担額は936円となります。
但し、特定入所者介護サービス費による保険給付は行われず、「第4段階」の方と同じ食費を支払う事となります。

※ 「第3段階①」の方が「昼食」と「夕食」を摂られた場合には、負担額は1,000円となります。